福　　岡　　市
原子力災害避難計画

令和７年６月
福　　岡　　市

目　　次

第１節　計画策定の趣旨　・・・・・・・・ １

第２節　計画の対象　・・・・・・・・ １

第３節　福岡市災害対策本部等　・・・・・・・・ ２

第４節　職員の配備態勢等　・・・・・・・・ ３

第５節　避難に必要な情報の収集及び連絡体制の確保　・・・・・・・・ ４

第６節　緊急時モニタリング等　・・・・・・・・ ４

第７節　市民等への的確な情報伝達活動　・・・・・・・・ ６

第８節　防護措置等　・・・・・・・・ ６

第９節　安定ヨウ素剤の配布及び服用等　・・・・・・・・ ９

第 10 節 避難退域時検査及び簡易除染　・・・・・・・・ 11

第 11 節 原子力災害医療　・・・・・・・・ 11

第 12 節 学校等への指示又は要請　・・・・・・・・ 11

第 13 節 避難所の開設及び運営　・・・・・・・・ 12

第 14 節 避難所における医療の確保と健康管理　・・・・・・・・ 12

第 15 節 一時移転先の確保　・・・・・・・・ 12

第 16 節 愛玩動物の保護　・・・・・・・・ 13

・玄海原子力発電所から 50 ㎞圏外に位置する避難所一覧（市立小中学校）（別表1）　・・・・・・・・ 14

・用語の説明　・・・・・・・・ 17

・表２　各緊急事態区分を判断するＥＡＬの枠組みについて　・・・・・・・・ 18

・表３　ＯＩＬと防護措置について　・・・・・・・・ 21

・放射線の基礎知識　・・・・・・・・ 22

第１節　計画策定の趣旨

福岡市は、玄海原子力発電所からの距離が30㎞以遠であることから、国が定める「原子力災害が発生した場合における緊急防護措置を準備する区域（※1ＵＰＺ）」に含まれていない。しかしながら、福島第一原子力発電所と同様の事故が万々が一に発生した場合、気象状況によっては、気体状又は粒子状の放射性物質を含んだ空気の一団（以下「※2プルーム」という。）が福岡市に到達することも考えられる。

本計画は、そのような事態に至った場合においても、住民等に対する放射線の影響を最小とするため、「福岡市地域防災計画（原子力災害対策編）」に基づき福岡市独自で避難計画を定めるものである。

第２節　計画の対象

本計画は、玄海原子力発電所で放射性物質が原子炉外に放出される事故等が発生した場合において、その放射性物質がプルームとして福岡市に到達することが予想され、又は到達した場合における避難等の方法を定めるものであり、具体的には次表に掲げる項目を対象とし、事故等の連絡を受けた直後から、住民等の避難が完了するまでの対応について定めるものとする。

なお、プルームの到達範囲については、原子力災害発生時の気象条件や地形の影響を大きく受け、事前に特定することが困難であることから、本計画は特定の区域を対象としない。

緊急防護措置 ※3（OIL１）	国が市内の一部区域に対して、指針で定める緊急防護措置（OIL１）を発出した場合における避難等の方法 ※ 国が数時間内に区域を特定し、当該区域の住民等の避難等を実施する。 空間放射線量率の初期設定値：500μSv/ｈ
早期防護措置 ※4（OIL２）	国が市内の一部区域に対して、指針で定める早期防護措置（OIL２）を発出した場合における避難等の方法 ※ 国が１日以内に区域を特定し、１週間程度内に当該区域の住民等の避難等を実施する。 空間放射線量率の初期設定値：20μSv/ｈ

※ OIL については、 P22　表３「OIL と防護措置について」　参照

第３節　福岡市災害対策本部等（災害対策本部室・各局等）

原子力災害の発生に伴う情報収集態勢、災害警戒本部及び災害対策本部（以下「対策本部等」という。）の態勢は、原子力事業者が定める緊急事態の区分ごとに次のとおりとする。ただし、災害対策本部長は災害の態様に応じて必要と認めるときには、その都度臨機応変の配備態勢を指令する。

１　情報収集態勢

⑴ 配備態勢

市民局防災・危機管理部内等で、災害に備えるための情報収集等を行う。

①	責任者	市民局防災・危機管理部内における課長の職にある職員
②	配　備	情報収集等に必要な市民局防災・危機管理部職員
③	その他	各局・区において対応に必要な職員を配置することができる。

⑵ 設置基準

玄海原子力発電所における※**情報収集事態の発生を覚知**した場合

※佐賀県玄海町で震度５弱又は５強の地震が発生した場合

⑶ 廃止基準

情報収集事態の発生よる被害が軽微であり、今後状況が悪化する見込みがない場合

２　警戒本部

⑴ 配備態勢

①	警戒本部長	危機管理監
②	警戒副本部長	市民局長
③	構　成	警戒本部に災害警戒本部室、各局等及び区本部を置く。
④	配　備	第１配備～第２配備

⑵ 設置基準

玄海原子力発電所における※**警戒事態の発生を覚知**した場合、又は警戒事態若しくは※施設敷地緊急事態発生の情報連絡を受けた場合

※ P18 表2 「各緊急事態区分を判断するEAL の枠組みについて（警戒事態を判断するEAL、施設敷地緊急事態を判断するEAL）」参照

⑶ 廃止基準

玄海原子力発電所における警戒事態及び施設敷地緊急事態が解消された場合

３　対策本部

⑴ 配備態勢

①	対策本部長	市長
②	対策副本部長	副市長及び危機管理監
③	構　成	対策本部に災害対策本部室、局等及び区本部を置く。
④	配　備	第３配備～第４配備

⑵ 設置基準

玄海原子力発電所における※**全面緊急事態**が発生し内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は市長が必要と認めた場合

※ P19 表2 「各緊急事態区分を判断するEAL の枠組みについて（全面緊急事態を判断するEAL）」参照

⑶ 廃止基準

災害応急対策が終結したと判断されたとき。（災害の規模等によっては、部分的廃止もある。）

⑷ 本部設置及び廃止の通知

本部を設置又は廃止したときは、各区その他の本市の機関並びに県、関係地方行政機関、指定公共機関、報道機関等へ通知する。

４　対策本部等の組織及び運営（災害対策本部室等・各局等）

福岡市地域防災計画（本編）及び福岡市地域防災計画（原子力災害対策編）に同じ。

５　区対策本部等（区災害対策本部等）

福岡市地域防災計画（本編）及び福岡市地域防災計画（原子力災害対策編）に同じ。

第４節　職員の配備態勢等（災害対策本部室・各局等・区対策本部等）

玄海原子力発電所における原子力災害に対して、対策本部等の組織体制を確立し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対応及び避難所運営等を行う職員の動員及び配備を行う。

１　対策本部等の配備態勢

対策本部等の態勢は、下表に基づき配備を行う。

なお、配備人員は、福岡市地域防災計画（本編）の配備態勢（第１から第４）を準用するが、警戒本部長又は対策本部長は災害の態様に応じて各部の配備人員を増減することがある。

本部	態勢	項 目	内容
警戒本部	第１配備	発令基準	玄海原子力発電所において、警戒事態の発生を覚知した場合又は警戒事態発生の連絡を受けた場合
		配備につく職員	・情報収集及び伝達に必要な人員 ・上位態勢移行への動員が速やかに実施できる人員
		業務例示	・国、県及び事業者からの情報収集 ・市民等への情報伝達 ・その他の活動
	第２配備	発令基準	玄海原子力発電所において、施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合
		配備につく職員	応急活動準備が可能な人員
		業務例示	・国、県及び事業者からの情報収集 ・環境モニタリングの実施（全面緊急事態発生後） ・市民等への情報伝達　・県警戒本部への要員派遣 ・全面緊急事態に備えた準備
対策本部	第３配備	発令基準	玄海原子力発電所において、全面緊急事態が発生し内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は市長が必要と認めた場合
		配備につく職員	市民の屋内退避、糸島市民の避難受入れ等に十分対応できる人員
		業務例示	・国、県及び事業者からの情報収集　・環境モニタリングの実施 ・災害応急活動　・緊急時モニタリングへの要員派遣 ・災害対策全般　・屋内退避準備・屋内退避を住民へ伝達 ・職員の防護服配布　・避難所開設・運営（糸島市民の受入れ） ・安定ヨウ素剤配布会場設営・配布体制構築
	第４配備	発令基準	玄海原子力発電所において、全面緊急事態が発生し内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合で、全市的に応急活動を実施する必要がある場合
		配備につく職員	市民の一時移転等、応急活動全般に十分に対応できる人員
		業務例示	・国、県及び事業者からの情報収集　・環境モニタリングの実施 ・災害応急活動　・緊急時モニタリングへの要員派遣 ・災害対策全般　・一時移転等を住民へ伝達 ・バス等による住民の一時移転 ・避難所開設・運営（一時移転等を実施する際の市民の受入れ）

２　避難所運営等の配備態勢

原子力災害発生時には、**避難所の開設数が相当数に上ることはもとより、長期間の開設を余儀なくされることが予想される場合に備える。**

また、糸島市からの避難者受け入れについても考慮する必要がある。

対策本部等は、このことを十分に踏まえ、避難所の運営等にあたる応援要員として各部及び避難所を開設していない区の職員の派遣を指示する。

３　配備の方法

対策本部等は、災害対応及び避難所運営等に必要な職員を把握し、「福岡市地域防災計画」（本編）に準じて配備態勢を指令する。

第５節　避難等に必要な情報の収集及び連絡体制の確保（災害対策本部室）

対策本部等は、避難等を行うための前提となる原子力災害の状況等について、国及び県、並びに※原子力事業者等から情報の収集を行うとともに、関係機関との迅速な連絡体制の確保、情報処理の体制を確立するものとする。

※九州電力については、「原子力防災に係る福岡県民の安全確保に関する協定書」第２条に基づく連絡あり。

第６節　緊急時モニタリング等（災害対策本部室・保健医療局・環境局・消防局）

対策本部等は、玄海原子力発電所において原子力災害が発生したことを覚知した場合、次に掲げる※5 緊急時モニタリング等の実施を指示する。

・国及び県、並びに原子力事業者等が実施する空間放射線量率及び放出された放射性物質の※6同定についての情報収集
・「福岡県緊急時モニタリング計画」に定める協力要請に基づく職員の派遣
・市が実施する環境モニタリング

１　県が実施する緊急時モニタリングへの要員の派遣（環境局）

対策本部等は県からの協力要請があったときは、県が実施する緊急時モニタリングに要員を派遣し、空間放射線量率の測定、環境試料の採取・運搬等に協力するものとする。

２　市が実施する環境モニタリング（災害対策本部室・保健医療局・環境局・消防局）

国等が実施する緊急時モニタリングを補完するため、サーベイメータを活用して空間放射線量率の測定を実施する。

【各局のサーベイメータ配備状況】

番号	配置所属	所在地
1	市民局 防災・危機管理部	中央区天神１-８-１
2	消防局 東消防署多々良出張所	東区土井1-23-21
3	消防局 中央消防署	中央区那の津2-5-1
4	福岡市保健環境研究所	中央区地行浜2-1-34

※ 消防局の環境モニタリングは、他の災害事案対応時は実施しない。

３　市が実施する環境モニタリングの実施要領

⑴ 対策本部等は、玄海原子力発電所において全面緊急事態が発生した場合、環境モニタリングの実施を指示する。

⑵ 環境モニタリングは、環境放射線の状況に関する情報収集と OIL に基づく防護措置の実施に伴う判断材料の提供、並びに住民及び環境への放射線影響の評価材料の提供にあることから、時間的・空間的に連続した放射線状況の測定を行うものとする。

⑶ 環境モニタリングの詳細については別に定める。

【福岡市近郊に設置されている主な空間放射線量測定場所等】

番号	設置場所	種類
1	原発から北東２㎞	モニタリングポスト
2	玉島小学校	〃
3	福吉小学校	〃 （ヨウ素サンプラあり）
4	引津小学校	モニタリングポスト
5	県糸島総合庁舎	〃
6	福岡県庁	〃
7	福岡県保健環境研究所	〃
8	九州大学伊都キャンパス	〃
9	福岡市保健環境研究所	・サーベイメータの設置場所 ・平常時における環境放射線量測定場所（年 1 回実施）
10	中央消防署	サーベイメータの設置場所
11	東消防署多々良出張所	〃
12	福岡市役所（防災・危機管理部）	〃

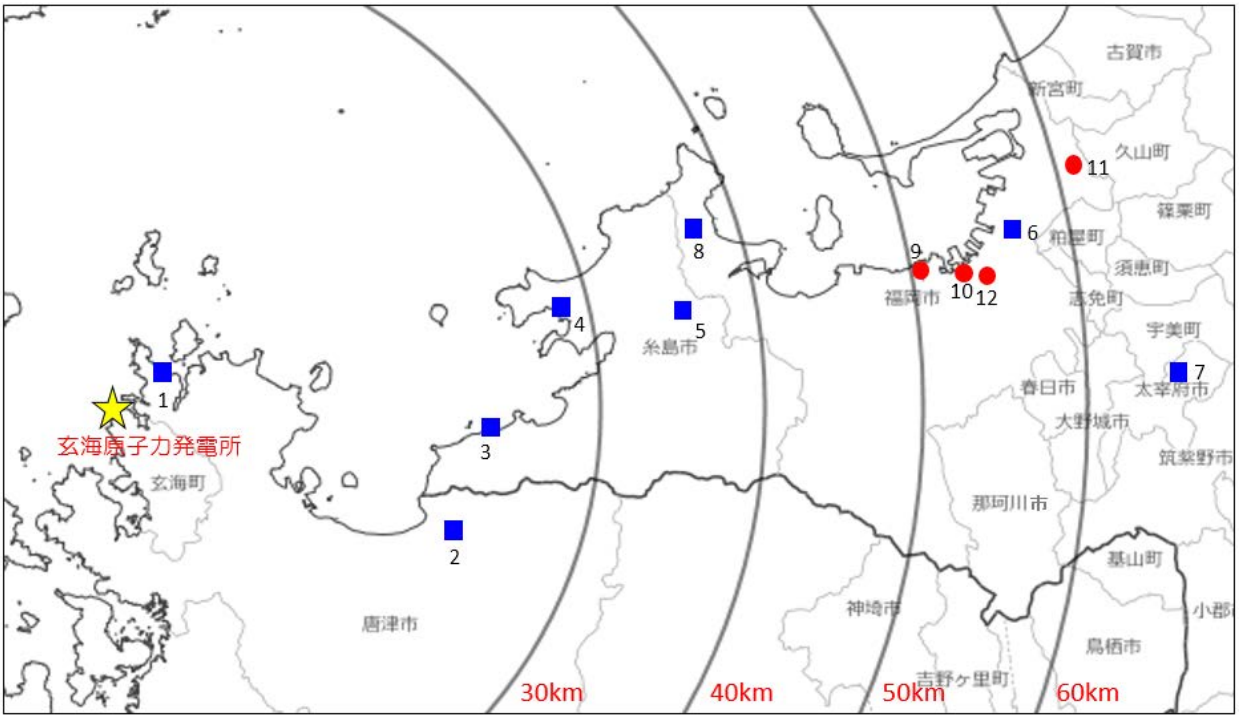

【凡例】■モニタリングポスト
●サーベイメータによる測定（市）

第７節　市民等への的確な情報伝達活動（災害対策本部室・区対策本部・消防局）

「福岡市地域防災計画」（原子力災害対策編）に同じ。

第８節　防護措置等（災害対策本部室・各局等・区対策本部）

国の指示に基づき実施する、放射線に対する防護措置等（屋内退避、避難及び一時移転）は、次のとおりとする。

【防護措置の流れ】

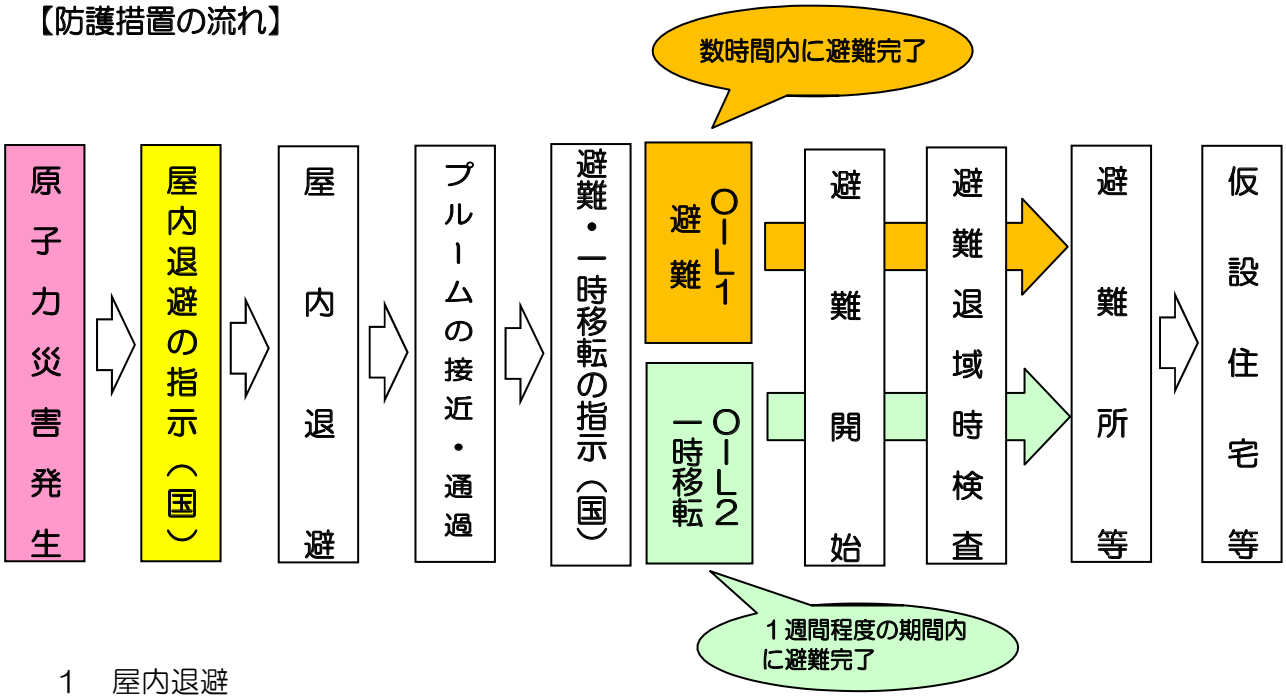

１　屋内退避

<u>屋内退避は、住民等が容易に行うことができる有効な防護措置のひとつである。</u>

対策本部は、国の指示に基づき屋内退避を指示するので、住民等が有効な放射線防護を確実に行えるよう、あらゆる手段により周知徹底を図ること。

【屋内退避を指示する場合の例示】

- プルームが福岡市に接近又は到達した場合
- 国からの避難等の指示等が行われるまでの間、放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合
- 避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合

（1）　屋内退避の指示

①　対策本部は、第７節　「市民等への的確な情報伝達活動」に基づき、屋内退避の広報を実施するとともに、国が指定する区域を含む区に対して、住民等の屋内退避の巡回広報を指示する。

②　屋内退避の指示を受けた区は、すみやかに指定された区域の住民等に屋内退避の巡回広報を実施すること。

⑵ 広報のポイント

屋内退避は、以下の項目にポイントをおいて効果的な広報を実施すること。

① 気密性が高い建物内への退避（鉄筋コンクリート製の建物を推奨）

② 建物内に放射性物質を含んだ外気が入ってくることを防ぐため、窓などの開口部を閉じ、換気扇の使用を中止する。（特に 24 時間換気を設置している住宅は、電源スイッチを“切”にしていることについて再確認をするように注意喚起）

③ 建物内では、放射線の影響を最小とするため、窓や外気に接している壁から離れるとともに、可能な限り屋内の中心部にいること。

④ 屋内退避後、空間放射線量率の状況によっては、OIL に基づく区域に指定され、避難又は一時移転の指示が行われることがあるので、今後の広報等に十分留意すること。

⑤ 屋内退避が指示されている間の避難（他の場所への移動）は、予想外の被ばくを招くおそれがあり危険なので、独自の判断で避難を開始しないこと。

2 緊急防護措置（OIL１）が発出された場合における避難等の方法

福岡市は、玄海原子力発電所から 30 ㎞以上の距離があることから、市内の空間放射線量率が 500μSv/h を超えるような高い空間放射線量率になり、緊急防護措置（OIL1） の区域指定を受ける事態に至る可能性は低いと考えられるが、万が一、国から緊急防護措置（OIL1）の区域指定を受ける事態に至った場合の避難については、次の一時移転における避難方法を準用する。

なお、緊急防護措置が発出された場合は迅速な避難が必要となるので、各部は迅速な対応が必要となる。

3 早期防護措置（OIL2）が発出された場合における一時移転の方法

一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するものである。

住民等に対しては、「緊急に避難する必要はないこと。」「一時移転は、1週間程度の期間が指定されるので、その期間内に区域外の避難所等（親戚宅等を含む。）に移転すること。」を分かりやすく説明し、混乱の防止に努めること。

⑴ 一時移転の指示

① 対策本部は、第７節 「市民等への的確な情報伝達活動」に基づき、一時移転の広報を実施するとともに、国が指定する区域を含む区に対して、住民等の一時移転の巡回広報を指示する。

② 一時移転の指示を受けた区は、すみやかに指定された区域の住民等に一時移転の巡回広報を実施すること。

③ 一時移転の指示を行う際には、住民等の被ばくを最小とするとともに、一時移転に伴う混乱を防止するため、次の項目を明確にすること。

・ 一時移転が必要となる区域（原則として校区単位）
・ 一時移転は、原則として自家用車の乗り合わせによること。
・ 自家用車を利用できない住民等が市等が準備するバス等を利用する場合の集合場所
・ 避難所までの主要な経路
・ 避難退域時検査及び簡易除染の実施場所

※ 親戚宅等に移転する場合についても、避難退域時検査については必ず受けるように指示

・ 避難所（校区等のコミュニティを単位で指定）

⑵　一時移転の方法

①　避難所までは、**原則、近隣で乗り合わせのうえ自家用車の使用を指示すること。**

②　どうしても前①による移転ができない住民等に対しては、市等が準備するバス等で避難所までの輸送を行う。

③　対策本部は、①、②の避難手段に加え、合理的な他の交通手段を活用できる場合は、状況に応じてその方法を指示する。

⑶　避難所（一時移転先）までの主要経路

避難所までは、一時移転に伴う交通渋滞の緩和、住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染を確実に実施するため、事前に経路を指定するものとする。

なお、交通渋滞の緩和を図るため、県警察や自衛隊と連携し、適切な交通誘導・規制を行うものとする。

【主要経路】

・ 西九州自動車道～福岡都市高速道路
・ 国道 202 号
・ 国道 202 号 （福岡外環状道路）
・ 国道 3 号
・ 福岡市道千代今宿線

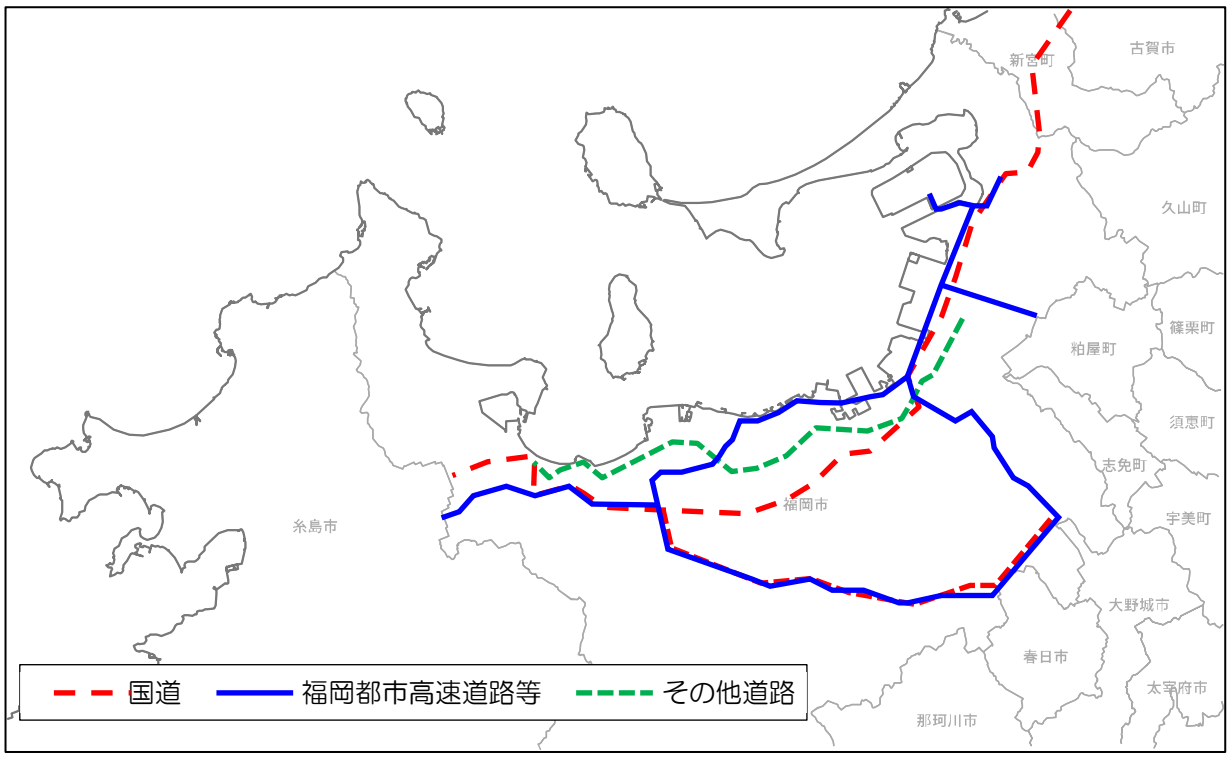

⑷ 避難退域時検査及び簡易除染

※7 避難退域時検査及び※8 簡易除染については、「福岡県原子力災害広域避難基本計画」に基づき、県により実施される。

⑸ 避難所

原則として、玄海原子力発電所から 50 ㎞圏外に位置する市立の小中学校（別表 1） を指定するものとし、可能な限り校区等のコミュニティを単位として受入れできるように配慮するものとする。

⑹ 離島住民等の一時移転

① 離島の住民等は、市営渡船又は漁船等により指定された港に移転するものとし、漁船等が入港する港については、一時移転の指示を行う際にあわせて指示する。

② 港から避難退域時検査場所及び避難場所までは、市等がバス等を準備するものとする。

③ 時化（しけ）等により、海路によりがたい場合は、県を通じて海上保安庁の支援又は自衛隊の災害派遣を要請する。

⑺ 要配慮者の一時移転

① 要配慮者のうち、自力での移転が可能な者については、**原則、近隣で乗り合わせのうえ自家用車の使用を促すものとする。**

② 要配慮者のうち、自力での移転が困難な者については、地域住民の協力を得て、一時移転を行うものとする。特に、避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を活用し、避難支援等関係者その他の者の協力を得て、実施するものとする。

③ 地域住民の協力によりがたい要配慮者については、県を通じて防災機関等の支援を要請し、一時移転を行うものとする。

⑻ 病院及び社会福祉施設の一時移転

病院等医療機関の転院、社会福祉施設の転所は、県の協力を得て一時移転の方法と移転先を調整するものとする。

第９節　安定ヨウ素剤の配布及び服用等

（災害対策本部室・市民局・保健医療局・こども未来局・区対策本部・消防局）

※9 安定ヨウ素剤の配布及び服用等は次のとおりとする。

なお、以下に定めがない事項については、原子力規制庁が示す「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」（以下「解説書」という。）に基づき実施する。

１　服用対象者

国が指定した区域内のすべての住民等（一時滞在者等を含む。）を対象とする。

なお、以下の者については除く。

・服用不適切者（ヨード造影剤過敏症等）

・自らの意思で服用をしない者

２　服用の時機

国の指示に従う。

3　服用回数、服用量

⑴ 服用回数

原則 1 回とし、連続服用しなくていいように、住民の避難等の防護措置を講ずることとする。

⑵ 服用量

安定ヨウ素剤の服用量は、年齢区分に応じて下表のとおりとする。

なお、住民等に服用量の説明を行う際には、過剰服用を行った場合、副作用が発生する可能性を高めるのみで、放射性ヨウ素に対する防護効果が向上することがないことについて説明を行うものとする。

対　象　者	ヨウ化カリウム量（mg）	ヨウ化カリウム製剤
新生児	16.3	ゼリー剤(16.3mg)１包
生後1か月以上3歳未満	32.5	ゼリー剤(16.3mg)２包又はゼリー剤（32.5mg）１包
3 歳以上13歳未満	５０	丸 剤（５０ｍｇ）１丸
13 歳以上	100	丸 剤（５０ｍｇ）２ 丸

4　配布及び服用場所

対策本部等は、以下に掲げる場所の中から、安定ヨウ素剤の配布及び服用場所を指定するものとし、指定した場合には、すみやかに住民等に周知徹底を図るものとする。

なお、指定された場所で服用を行うことが困難な要配慮者等については、戸別配布等の代替手段を検討するものとする。

・避難経路上にある市立の小中学校及び公民館
・避難退域時検査及び簡易除染の実施場所
・避難所
・その他の施設（区役所及び保健福祉センター等）

5　安定ヨウ素剤の備蓄・輸送

⑴ 備蓄

迅速かつ効率的に安定ヨウ素剤の輸送を行うため、備蓄場所を分散させる。

⑵ 輸送

対策本部等は、住民等の安定ヨウ素剤服用に備え、緊急防護措置（OIL１）又は早期防護措置（OIL２）が発出されることが予想される区域内の配布及び服用場所に、あらかじめ安定ヨウ素剤の輸送を指示する。

この際、交通渋滞等で迅速な輸送に支障をきたすことが予想される場合には、消防局（警備部）に緊急輸送の支援を要請するものとする。

6　医師等の派遣

対策本部等は、住民等に対する安定ヨウ素剤の服用にあたって、医師を派遣するものとする。

なお、服用にあたって時間的制約等のため医師の到着を待つことが適切でない場合等については、薬剤師又は職員が対応するものとする。

第１０節　避難退域時検査及び簡易除染（災害対策本部室・保健医療局・区対策本部）

国により、ＯＩＬに基づく防護措置として、避難又は一時移転を指示された住民等を対象に実施される避難退域時検査及び簡易除染については、「福岡県原子力災害広域避難基本計画」に基づき、県により実施される。

なお、必要に応じて要員の派遣等について協力するものとする。

また、県が避難退域時検査及び簡易除染の実施場所等を指定した場合は、すみやかに住民等に周知徹底を図るものとする。対象者、実施場所等については、「福岡県原子力災害広域避難基本計画」の規定の通りとする。詳細については、県が定める実施手順に従うものとし、避難退域時検査の結果、基準値を超える住民等については、県が定める「原子力災害医療マニュアル」に従い、原子力災害拠点病院又は原子力災害医療協力機関へ搬送する。

（参考）避難退域時検査による除染等の基準（原子力災害対策指針 表３「OILと防護措置について」抜粋）

避難退域時検査の実施時期	初期設定値	除　染　等　の　概　要
避　難　時	β線：40,000cpmを超える	放射性物質の経口摂取による内部被ばくと皮膚汚染による外部被ばくを防止するため、簡易除染を実施
１か月後の値	β線：13,000cpm	１か月後の値が左記を超える場合は、必要に応じて医療機関を受診

第１１節　原子力災害医療（保健医療局）

避難退域時検査の結果、簡易除染が必要な住民等については、県が実施する原子力災害医療活動により対応するものとし、必要に応じて要員の派遣等について協力するものとする。

第１２節　学校等への指示又は要請（災害対策本部室・こども未来局・教育委員会）

対策本部等は、福岡市へのプルーム到達までに相当な時間があり、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）が安全に帰宅することができる場合には、生徒等の放射線に対する防護措置（屋内退避及び避難等、安定ヨウ素剤の服用）が、保護者の下で実施されるよう学校等に対して以下の指示又は要請を行うものとする。

なお、事故が急速に進展するなどの恐れがある場合には、学校等の施設内における屋内退避も考慮するものとする。

・下校の準備　：対策本部等は、玄海原子力発電所において、施設敷地緊急事態が発生したことを覚知した場合には、学校等に対して情報収集態勢の強化及び生徒等の下校の準備について指示又は要請する。

・下校の指示又は要請　：対策本部等は、玄海原子力発電所において発生した原子力災害が福岡市にも影響を及ぼすことが想定される場合には、学校等に対して生徒等の下校を指示又は要請する。

第１３節　避難所の開設及び運営（災害対策本部室・各局等・区対策本部）

避難所については、原則として玄海原子力発電所から 50 ㎞圏外に位置する市立の小中学校（別表１）を開設するものとする。これはプルームの移動等により、避難した住民等が当該避難所から、再度、避難等を余儀なくされることを防ぐための措置である。

なお、OIL の区域の指定によっては、当該区域の住民等（避難住民等）の人数が避難所の受入れ人数を超える場合も考えられる。この場合については、50 ㎞圏外にある市有施設等（コンベンション施設、公民館、市営住宅等）を活用するものとする。

１　避難所の開設

⑴ 開設条件

条件順位	内　　容
第１	玄海原子力発電所からの直線距離が 50 ㎞以上であり、かつ、プルームの進行方向にあたらない地域
第２	緊急時モニタリングの情報等を参考にして、プルームによる健康被害の恐れがない地域
第３	避難退域時検査及び簡易除染の実施から避難所への入所を円滑に行うため、第８節３⑶「避難所（一時移転先）までの主要経路」からの道程が短い避難所

⑵ 開設の手順等

「福岡市地域防災計画」（原子力災害対策編）による。

２ 避難所の運営

「福岡市地域防災計画」による。

なお、一時移転に係る避難所については、相当期間の開設を余儀なくされることが予想され、また、糸島市からの避難者受入れについても考慮する必要があることから、その運営については、区役所のほか全局区で対応する。

第１４節　避難所における医療の確保と健康管理（保健医療局・区対策本部）

市は、避難者の放射線による被ばくや放射性物質による汚染、健康に及ぼす影響による不安などに対応するため、県と連携し、必要に応じて救護所等の設置、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回健康相談等を実施するものとする。

第１５節　一時移転先の確保（住宅都市みどり局）

対策本部は、避難所の住民等について、早期に応急仮設住宅等への一時移転を促すため、「福岡市地域防災計画」（原子力災害対策編）で定める、一時的な居住先としての市営住宅の提供及び応急仮設住宅の供与について、迅速な対応を指示するものとする。

第１６節　愛玩動物の保護（保健医療局）

市は、県及び獣医師会等関係団体と協力し、飼い主の避難等に同行した愛玩動物について保護を行うとともに、適正飼育の指導やケージの確保を行うなど、避難所の環境悪化の防止と愛玩動物の飼育環境の維持に努めるものとする。

玄海原子力発電所から 50 ㎞圏外に位置する避難所一覧（市立小中学校）　（別表１）

番号	名　　称	区	所 在 地	電話番号	面積（㎡）	受入人員（4㎡/人）
1	青葉小学校講堂兼体育館	東区	青葉 3-9-1	691-2301	708	177
2	香椎小学校講堂兼体育館	東区	香椎駅前 3-2-1	681-7231	501	125
3	香椎下原小学校講堂兼体育館	東区	下原 1-4-1	682-3906	525	131
4	香椎浜小学校講堂兼体育館	東区	香椎浜 2-2-2	672-8511	505	126
5	香椎東小学校講堂兼体育館	東区	香椎台 1-9-1	681-1511	708	177
6	香住丘小学校講堂兼体育館	東区	香住ケ丘 3-10-1	681-3511	509	127
7	香陵小学校講堂兼体育館	東区	香椎浜 4-3-2	682-0022	708	177
8	城浜小学校講堂兼体育館	東区	城浜団地 31-1	661-6915	708	177
9	多々良小学校講堂兼体育館	東区	多々良 1-56-1	691-3361	599	149
10	照葉小学校・照葉中学校講堂兼体育館	東区	香椎照葉 2-2-1	681-1310	1,837	459
11	照葉北小学校講堂兼体育館	東区	香椎照葉 7-5-1	692-2522	780	195
12	照葉はばたき小学校講堂兼体育館	東区	香椎照葉 6-5-35	710-8144	3,300	825
13	千早小学校講堂兼体育館	東区	千早 3-13-1	681-0831	594	148
14	千早西小学校講堂兼体育館	東区	香椎浜 1-4-1	682-1089	514	128
15	名島小学校講堂兼体育館	東区	名島 5-5-1	681-3366	599	149
16	奈多小学校講堂兼体育館	東区	奈多団地 40-1	607-7177	708	177
17	箱崎小学校講堂兼体育館	東区	箱崎 2-2-45	651-3190	505	126
18	筥松小学校講堂兼体育館	東区	郷口町 16-1	621-1692	599	149
19	八田小学校講堂兼体育館	東区	八田 2-15-1	671-4080	708	177
20	東箱崎小学校講堂兼体育館	東区	箱崎 5-11-20	641-9351	514	128
21	馬出小学校講堂兼体育館	東区	馬出 1-12-27	641-6588	537	134
22	舞松原小学校講堂兼体育館	東区	舞松原 5-19-1	671-6171	708	177
23	松島小学校講堂兼体育館	東区	松島 1-39-1	612-5511	708	177
24	三苫小学校講堂兼体育館	東区	三苫 7-2-1	606-6075	708	177
25	美和台小学校講堂兼体育館	東区	美和台 2-25-1	606-4755	708	177
26	若宮小学校講堂兼体育館	東区	若宮 3-12-1	661-6655	708	177
27	和白小学校講堂兼体育館	東区	塩浜 1-6-1	606-2061	708	177
28	和白東小学校講堂兼体育館	東区	高美台 2-8-1	607-0621	708	177
29	青葉中学校講堂兼体育館	東区	青葉 3-7-1	691-9386	923	230
30	香椎第1中学校講堂兼体育館	東区	千早 3-12-1	681-0765	600	150
31	香椎第2中学校講堂兼体育館	東区	香住ケ丘 1-8-1	661-2073	845	211
32	香椎第3中学校講堂兼体育館	東区	香椎駅東 3-33-1	662-7668	643	160
33	城香中学校講堂兼体育館	東区	香椎浜 2-2-1	662-0765	643	160
34	多々良中学校講堂兼体育館	東区	水谷 1-18-1	681-1638	845	211
35	多々良中央中学校講堂兼体育館	東区	多々良 1-51-1	691-3911	845	211
36	箱崎中学校講堂兼体育館	東区	筥松 4-21-22	611-2296	570	142
37	箱崎清松中学校講堂兼体育館	東区	松田 2-3-1	612-1237	915	228
38	福岡中学校講堂兼体育館	東区	馬出 3-11-1	641-6685	600	150
39	松崎中学校講堂兼体育館	東区	松崎 1-52-1	682-0031	923	230
40	和白中学校講堂兼体育館	東区	三苫 1-10-1	606-5031	845	211
41	和白丘中学校講堂兼体育館	東区	和白丘 3-13-1	606-7611	845	211

玄海原子力発電所から 50 ㎞圏外に位置する避難所一覧（市立小中学校）　（別表１）

番号	名　　称	区	所 在 地	電話番号	面積（㎡）	受入人員（4㎡/人）
42	板付小学校講堂兼体育館	博多区	麦野 2-3-1	581-0072	504	126
43	板付北小学校講堂兼体育館	博多区	板付 2-2-20	451-5022	512	128
44	堅粕小学校講堂兼体育館	博多区	博多駅東 1-8-1	431-4194	520	130
45	三筑小学校講堂兼体育館	博多区	三筑 2-9-1	501-8740	589	147
46	住吉小学校・中学校講堂兼体育館	博多区	美野島 3-22-7	431-2739	975	243
47	旧住吉小学校講堂兼体育館	博多区	住吉 4-18-1	－	1,012	253
48	千代小学校講堂兼体育館	博多区	東公園 8-1	651-3070	504	126
49	月隈小学校講堂兼体育館	博多区	月隈 3-30-1	503-5321	522	130
50	東光小学校講堂兼体育館	博多区	東比恵 2-21-1	411-2498	503	125
51	那珂小学校講堂兼体育館	博多区	那珂 3-10-1	431-4979	780	195
52	那珂南小学校講堂兼体育館	博多区	元町 3-1-1	581-0208	596	149
53	博多小学校講堂兼体育館	博多区	奈良屋町 1-38	291-2001	725	181
54	春住小学校講堂兼体育館	博多区	博多駅南 5-3-1	431-2315	511	127
55	東住吉小学校講堂兼体育館	博多区	博多駅南 2-6-1	431-0634	599	149
56	東月隈小学校講堂兼体育館	博多区	東月隈 4-17-1	504-0550	708	177
57	東吉塚小学校講堂兼体育館	博多区	吉塚 6-8-11	611-7671	504	126
58	席田小学校講堂兼体育館	博多区	空港前 4-17-1	611-4706	522	130
59	弥生小学校講堂兼体育館	博多区	那珂 4-9-1	451-1935	503	125
60	吉塚小学校講堂兼体育館	博多区	吉塚 2-21-54	611-0938	504	126
61	板付中学校講堂兼体育館	博多区	井相田 2-1-20	575-1791	832	208
62	三筑中学校講堂兼体育館	博多区	三筑 1-10-1	581-1308	845	211
63	千代中学校講堂兼体育館	博多区	千代 4-17-47	641-4531	675	168
64	東光中学校講堂兼体育館	博多区	東光 2-15-1	411-2935	666	166
65	那珂中学校講堂兼体育館	博多区	那珂 2-18-1	431-2338	589	147
66	博多中学校講堂兼体育館	博多区	対馬小路 13-40	281-6644	620	155
67	東住吉中学校講堂兼体育館	博多区	博多駅南 2-5-1	431-6064	845	211
68	席田中学校講堂兼体育館	博多区	東平尾 3-3-1	611-0867	620	155
69	吉塚中学校講堂兼体育館	博多区	吉塚 5-10-6	621-9163	590	147
70	赤坂小学校講堂兼体育館	中央区	赤坂 2-5-20	721-1636	708	177
71	小笹小学校講堂兼体育館	中央区	平和 5-13-1	522-8217	527	131
72	草ヶ江小学校講堂兼体育館	中央区	草香江 2-3-5	771-3815	509	127
73	警固小学校講堂兼体育館	中央区	警固 1-11-1	741-3664	505	126
74	笹丘小学校講堂兼体育館	中央区	笹丘 2-25-1	731-0756	708	177
75	高宮小学校講堂兼体育館	中央区	白金 2-15-40	522-8213	708	177
76	当仁小学校講堂兼体育館	中央区	唐人町 3-1-45	741-2701	775	193
77	春吉小学校講堂兼体育館	中央区	春吉 1-17-38	751-6386	515	128
78	平尾小学校講堂兼体育館	中央区	平尾 3-29-1	522-8215	504	126
79	福浜小学校講堂兼体育館	中央区	福浜 1-2-1	771-0125	708	177
80	南当仁小学校講堂兼体育館	中央区	鳥飼 2-4-61	741-8792	708	177
81	舞鶴小学校・中学校講堂兼体育館	中央区	舞鶴 2-6-1	741-6322	1,000	250
82	警固中学校講堂兼体育館	中央区	赤坂 2-5-23	771-2031	714	178
83	平尾中学校講堂兼体育館	中央区	平和 5-11-1	521-1768	643	160

玄海原子力発電所から 50 ㎞圏外に位置する避難所一覧（市立小中学校）　（別表１）

番号	名　　称	区	所 在 地	電話番号	面積（㎡）	受入人員（4㎡/人）
84	友泉中学校講堂兼体育館	中央区	笹丘 1-22-1	751-2388	845	211
85	大池小学校講堂兼体育館	南区	多賀 2-8-1	561-1016	506	126
86	大楠小学校講堂兼体育館	南区	大楠 3-10-1	522-8211	708	177
87	曰佐小学校講堂兼体育館	南区	横手 3-42-1	591-5028	599	149
88	柏原小学校講堂兼体育館	南区	柏原 5-21-1	565-4555	708	177
89	塩原小学校講堂兼体育館	南区	塩原 1-27-1	551-1355	505	126
90	高木小学校講堂兼体育館	南区	高木 3-11-1	501-7521	780	195
91	玉川小学校講堂兼体育館	南区	向野 1-5-1	541-5331	708	177
92	筑紫丘小学校講堂兼体育館	南区	南大橋 1-13-1	551-1572	505	126
93	鶴田小学校講堂兼体育館	南区	鶴田 3-7-1	566-5677	708	177
94	長住小学校講堂兼体育館	南区	長住 4-5-39	541-2931	505	126
95	長丘小学校講堂兼体育館	南区	長丘 2-22-42	511-1350	708	177
96	西高宮小学校講堂兼体育館	南区	平和 1-6-55	531-8136	708	177
97	西長住小学校講堂兼体育館	南区	西長住 1-9-20	512-1335	708	177
98	西花畑小学校講堂兼体育館	南区	桧原 2-20-1	565-1573	505	126
99	野多目小学校講堂兼体育館	南区	野多目 2-6-1	565-7651	517	129
100	花畑小学校講堂兼体育館	南区	花畑 3-34-1	565-4983	504	126
101	東花畑小学校講堂兼体育館	南区	屋形原 2-23-1	566-7700	708	177
102	東若久小学校講堂兼体育館	南区	若久 3-37-1	561-8020	708	177
103	三宅小学校講堂兼体育館	南区	三宅 2-23-1	541-6468	506	126
104	宮竹小学校講堂兼体育館	南区	井尻 1-1-1	581-0361	599	149
105	弥永小学校講堂兼体育館	南区	弥永 4-2-1	581-5585	708	177
106	弥永西小学校講堂兼体育館	南区	弥永 2-10-1	585-1556	708	177
107	横手小学校講堂兼体育館	南区	横手 4-22-1	501-9275	708	177
108	老司小学校講堂兼体育館	南区	老司 3-2-1	565-2529	505	126
109	若久小学校講堂兼体育館	南区	若久 1-12-1	541-4210	511	127
110	曰佐中学校講堂兼体育館	南区	日佐 3-7-1	501-2043	845	211
111	柏原中学校講堂兼体育館	南区	柏原 1-8-1	566-1181	643	160
112	高宮中学校講堂兼体育館	南区	大楠 3-11-1	531-2631	643	160
113	筑紫丘中学校講堂兼体育館	南区	筑紫丘 2-28-1	541-4831	620	155
114	長丘中学校講堂兼体育館	南区	長丘 2-26-1	561-7866	845	211
115	野間中学校講堂兼体育館	南区	筑紫丘 2-2-1	542-6388	923	230
116	花畑中学校講堂兼体育館	南区	桧原 2-21-1	565-0901	845	211
117	春吉中学校講堂兼体育館	南区	清水 4-21-50	551-4411	867	216
118	三宅中学校講堂兼体育館	南区	大橋 3-18-1	551-3535	570	142
119	宮竹中学校講堂兼体育館	南区	五十川 1-4-1	481-5781	923	230
120	横手中学校講堂兼体育館	南区	横手 4-16-1	501-6451	916	229
121	老司中学校講堂兼体育館	南区	老司 3-37-1	565-1960	926	231
122	堤小学校講堂兼体育館	城南区	樋井川 6-27-56	861-2785	708	177
123	堤丘小学校講堂兼体育館	城南区	堤 1-16-1	863-7611	588	147
124	長尾小学校講堂兼体育館	城南区	長尾 5-1-1	871-2271	708	177
125	長尾中学校講堂兼体育館	城南区	樋井川 4-13-1	871-2998	845	211

【 用 語 の 説 明 】

用　　語	解　　説
PAZ（Precautionary Action Zone） （予防的防護措置を準備する区域）	原子力施設からおおむね半径 5km 原子力災害が発生した場合、放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域
※1 UPZ（Urgent Protective Action Planning Zone） （緊急防護措置を準備する区域）	原子力施設からおおむね半径 30 ㎞ 原子力災害が発生した場合、放射線被ばくによる確率的影響のリスクを低減するため、緊急防護措置を準備する区域
※2 プルーム	放射性物質を含んだ気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団で、大気とともに雲のように流れる。
※3 OIL１（Operational Intervention Level） （運用上の介入レベル）	空間放射線量率500μSv/h：地上1mで計測 国が数時間を目途に区域を特定し、避難を実施 ※移動が困難な住民等については、一時屋内退避を含む。
※4 OIL２	空間放射線量率20μSv/h：地上1mで計測 国が１日を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに１週間程度内に区域内の住民を一時移転する。
OIL４	避難退域時検査基準 避難時のβ線：40,000cpm超 １か月後のβ線：13,000cpm超
※5 緊急時モニタリング等	原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集とOILに基づく防護措置の実施の判断、住民と環境への放射線影響の評価を行うために時間的・空間的に連続して空間放射線量率等の状況を測定するもの。
※6 同定	空気中、水中や土壌等からサンプルを採取し、そのサンプルにどのような放射性核種が含まれているかの確定作業
※7 避難退域時検査	身体の表面における放射性物質の付着の有無を確認する汚染検査のこと。
※8 簡易除染	着替え、拭き取り等の利用により体表面等に付着した放射性物質を除去すること。 人体を除染する場合、放射性物質が付着した衣類を脱ぐことで汚染の 90% 以上が除去されると言われている。
※9 安定ヨウ素剤	原子力災害時に空気中に放出される可能性がある放射性ヨウ素が身体に取り込まれると、甲状腺に集積し、取り込まれてから数年から十数年後に甲状腺がん等を発症させる可能性がある。安定ヨウ素剤は、これを予防するために服用するものである。

表２　各緊急事態区分を判断するＥＡＬの枠組みについて

１．加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の３の６第１項第４号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 ④ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が１５分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑩ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑪ 当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合。 ⑫ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ⑬ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑭ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注入するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。 ③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が３０分間以上継続すること。 ④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が５分間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１０条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	ＰＡＺ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が１時間以上継続すること。 ⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が５分間以上継続すること。 ⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。 ⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。 ⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの水位まで低下すること又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑩ 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。 ⑪ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１５条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	ＰＡＺ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、ＵＰＺ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

（原子力災害対策指針より抜粋）

２．原子炉の運転等のための施設（「原子力災害対策指針」の「表２　各緊急事態区分を判断するＥＡＬの枠組みについて」に記載の１.から８.までに掲げるものを除く。）

警戒事態を判断するＥＡＬ （③に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）	緊急事態区分における措置の概要
① 当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合。 ② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ③ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要
① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１０条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	ＰＡＺ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。ＵＰＺのみが設定される場合は、ＵＰＺ内の住民等の屋内退避準備等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要
① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１５条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。	ＰＡＺ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、ＵＰＺ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

（原子力災害対策指針より抜粋）

表３　ＯＩＬと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
緊急防護措置	ＯＩＬ１	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
	ＯＩＬ４	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β線：40,000 cpm※3 （皮膚から数cmでの検出器の計数率）			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
			β線：13,000 cpm※4【１か月後の値】 （皮膚から数cmでの検出器の計数率）			
早期防護措置	ＯＩＬ２	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を１週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）			１日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、１週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	ＯＩＬ６による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h※6 （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	ＯＩＬ６	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	１週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ及び超ｳﾗﾝ元素のｱﾙﾌｧ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※１「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※２ 本値は地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上１ｍでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。ＯＩＬ１については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ１の基準値を超えた場合、ＯＩＬ２については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ２の基準値を超えたときから起算しておおむね１日が経過した時点の空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ２の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※３ 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が 20cm^{2}の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm^{2}相当となる。 他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※４ ※３と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm^{2}相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※５ 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※６ 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※７ その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、ＩＡＥＡのＧＳＧ－２におけるＯＩＬ６を参考として数値を設定する。

※８ 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※９ ＩＡＥＡでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるＯＩＬ３等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

（原子力災害対策指針より抜粋）

放射線の基礎知識（文部科学省発行の副読本から引用）

1　放射線の種類と性質

放射線には、アルファ（α）線、ベータ（β）線、ガンマ（γ）線、エックス（X）線、中性子線などの種類があり、どれも物質を透過する能力をもっていますが、その能力は放射線の種類によって違います。

アルファ（α）線は紙 1 枚、ベータ（β）線はアルミニウム板など、材料や厚さを選ぶことにより遮ることができ、放射線を遮ることを遮へいといいます。

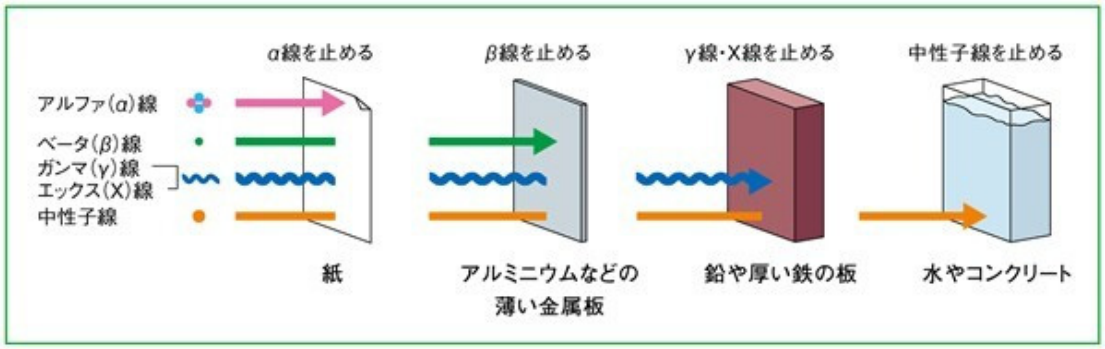

2　放射線の単位

放射線は、ある特定の原子核が別の原子核に変化（壊変または崩壊）する際に放出されます。

「ベクレル（Bq）」は、1秒間に壊変（崩壊）する原子核の数のことで、放射性物質が放射線を出す能力を表す単位をいいます。数値が大きいほど放射線を放出して壊変する原子核の数が多いことになります。

一方、人体が受けた放射線による影響の度合いを表す単位を「シーベルト（Sv）」といい、放射線のエネルギーが物質や人体の組織に吸収された量を表す単位を「グレイ（Gy）」といいます。

このため、放射線が人体に与える影響は、放射性物質の放射能の強さ（ベクレル）の大小を比較するのではなく、放射線の種類やエネルギーの大きさ、放射線を受けた身体の部位なども考慮した数値（シーベルト）で比較する必要があります。

放射性物質の種類によって放出される放射線の種類やエネルギーが異なるので、同じ1000 ベクレルの放射能であっても放射性物質が違えば、人体に与える影響の度合い（シーベルト）の大きさは異なります。

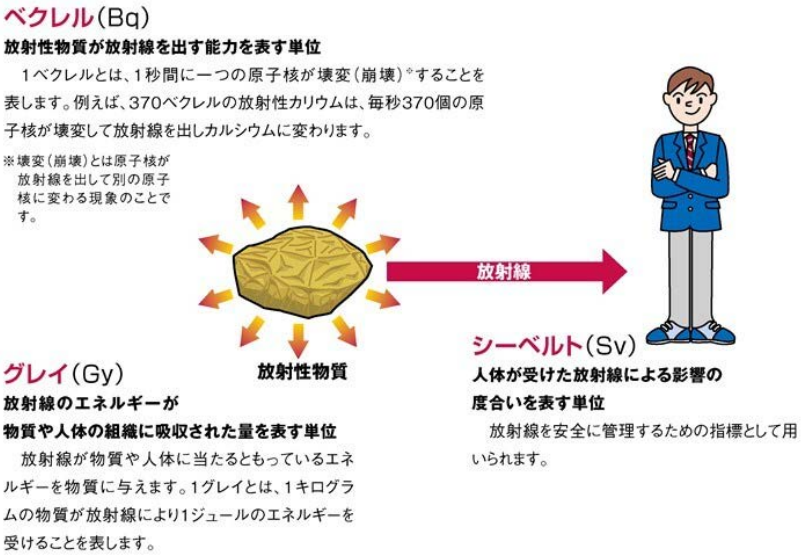

３　身の回りにある放射線

私たちは、宇宙から地球に降り注ぐ宇宙線を受けていて、この宇宙線は放射線の一種です。高度の高い位置に行くほど、より多くの宇宙線を受けることになります。

例えば、ジェット機で東京―ニューヨーク間を往復（約２０時間）した時の宇宙線から受ける放射線量は、約0.2ミリシーベルト（200マイクロシーベルト）となります。

４　外部被ばくと内部被ばく

放射性物質が体の外部にあり、体外から被ばくする（放射線を受ける）ことを「外部被ばく」といいます。一方、放射性物質が体の内部にあり、体内から被ばくすることを「内部被ばく」といいます。

外部被ばくは、大地からの放射線や宇宙線などの自然放射線と

エックス（X）線撮影などの人工放射線を受けたり、着ている服や体の表面（皮膚）に放射線物質が付着（汚染）して放射線を受けたりすることです。

空気を直接吸い込まない
（マスクやハンカチで口をふさぎます）

万一、汚染してしまった場合は、シャワーを浴びたり洗濯をしたりすれば洗い流すことができます。

内部被ばくは、空気を吸ったり、水や食物などを摂取したりすることにより、それに含まれている放射性物質が体内に取り込まれることによって起こります。

内部被ばくを防ぐには、放射性物質を体内に取り込まないようにすることが大切です。

５　放射線から身を守るには

外部からの放射線から身を守るには、放射性物質から距離をとる、放射線を受ける時間を短くする、放射線を遮る方法があります。

放射線の量は、放射性物質からの距離によっても大きく異なり、放射性物質から離れれば放射線量も減ります。
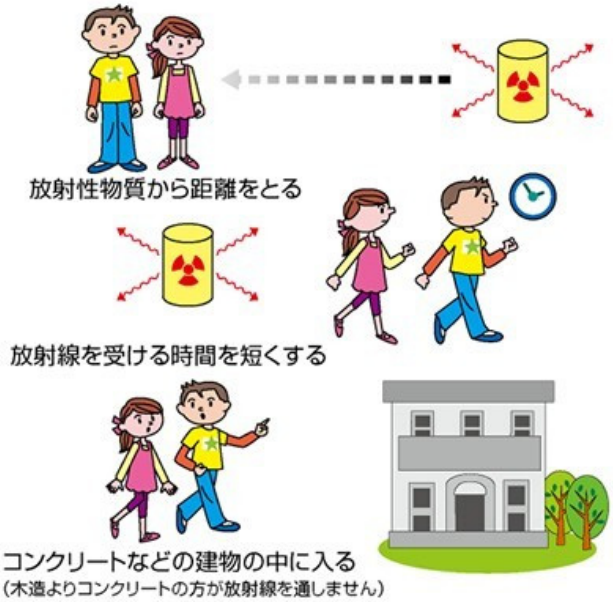
例えば、距離が２倍になれば放射線量は、4分の1になります。その他、被ばくする時間を減らしたり遮へい物を置いたりすることにより放射線量を減らすことができます。